

大野市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型及び通所型サービス事業の  
人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

(平成28年9月23日告示第145号)

改正 平成30年4月1日告示第122号  
平成30年7月26日告示第178号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 訪問介護相当サービス（第4条－第16条）

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備等に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条－第13条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第14条－第16条）

第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）（第17条－第22条）

第1節 基本方針（第17条）

第2節 人員に関する基準（第18条・第19条）

第3節 設備等に関する基準（第20条）

第4節 運営に関する基準（第21条・第22条）

第4章 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）（第23条－第26条）

第1節 基本方針（第23条）

第2節 人員に関する基準（第24条）

第3節 運営に関する基準（第25条・第26条）

第5章 通所介護相当サービス（第27条－第38条）

第1節 基本方針（第27条）

第2節 人員に関する基準（第28条・第29条）

第3節 設備等に関する基準（第30条）

第4節 運営に関する基準（第31条－第33条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第34条－第

38条)

第6章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）（第39条－第44条）

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備等に関する基準（第42条）

第4節 運営に関する基準（第43条・第44条）

第7章 通所型サービスC（短期集中予防サービス）（第45条－第49条）

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員に関する基準（第46条）

第3節 設備等に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条・第49条）

第8章 雑則（第50条・第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する訪問型及び通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち、訪問介護員による身体介護及び生活支援等が必要な訪問介護相当サービスとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。
- (3) 訪問型サービスC 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち短期集中予防サービスとして、この要綱により定められるサービスをいう。

- (4) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち、身体介護、移動時の常時見守り、及び一部介助等が必要な通所介護相当サービスとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (5) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。
- (6) 通所型サービスC 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち短期集中予防サービスとして、この要綱により定められるサービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第3条 前条第1号から6号の事業を行う事業者（以下「サービス事業等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 サービス事業等事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 訪問介護相当サービスは、既に訪問介護（法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下等により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとして訪問介護が特に必要な場合等に、訪問介護員による身体介護や生活援助等の支援を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において心身機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第5条 訪問介護相当サービスを行う者（以下「訪問介護相当サービス事業者」と

いう。)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等(訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算で、2.5以上とする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ訪問介護相当サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ)の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスと指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、訪問介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第11条 訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上

知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問介護相当サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な

訪問介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第14条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第15条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、現場で把握した利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有するものとする。

(3) サービス提供責任者は、1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具

体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

- (4) 訪問介護相当サービス個別計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス個別計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (9) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス個別計画の変更を行うものとする。
- (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する訪問介護相当サービス個別計画の変更について準用する。



(訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第16条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援その他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

2 訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

### 第3章 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第17条 訪問型サービスAは、原則訪問介護相当サービスの対象者以外であって家事援助のみを必要とする場合に、家事援助員による生活援助等の支援を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第18条 訪問型サービスAを行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。

）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者（訪問型サービスAの提供に当たる第5条第1項の規定による訪問介護員等又は市長が指定する研修修了者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する訪問事業責任者を置かなければならない。

3 第2項の訪問事業責任者は、介護職員初任者研修修了者等であって、訪問型サービスAに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する

訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 4 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護又は訪問介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第5項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。
- (管理者)

第19条 訪問型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品)

第20条 第7条の規定は、訪問型サービスAについて準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第21条 訪問型サービスA事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。

(準用)

第22条 第10条から第13条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。

## 第4章 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第23条 訪問型サービスCは、閉じこもり、うつ、認知機能低下等により何らかの支援が必要な場合又は通所型サービスC利用者で居宅での生活動作や環境に不安がある場合等に、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、保健や医療

の専門職が居宅での相談指導等を行うことで、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 前項の実施については、市長が別に定めるプログラムにより、3か月から6か月までの短期間で行わなければならない。また、同一の利用者に対する同一のプログラムの利用については、原則、当該年度において1回のみとする。
- 3 訪問型サービスCのうち、閉じこもり、うつ、認知機能低下等により支援を必要とする場合は、市の保健師等が居宅を訪問することにより生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談及び指導等を行う。
- 4 訪問型サービスCのうち、通所型サービスC利用者であって居宅内での生活動作や環境に不安がある場合は、市が委託する事業者（以下「訪問型サービスC事業者」という。）に従事するリハビリ専門職が居宅を訪問することにより、居宅での日常生活のアセスメントや運動メニューの提案及び指導等を行う。

## 第2節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第24条 訪問型サービスC事業者は、利用者の数に対して必要と認められる数の理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

## 第3節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第25条 訪問型サービスC事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、訪問型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスC個別計画を作成するものとする。

（準用）

第26条 第10条から第13条までの規定は、訪問型サービスCについて準用する。

## 第5章 通所介護相当サービス

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第27条 通所介護相当サービスは、既に通所介護（法第8条第7項に規定する通所介護をいう。以下同じ。）を利用しており通所介護の利用の継続が必要な場合、

入浴介助等の身体介護が必要な場合、退院直後等で心身状態が変化しやすく専門的なサービスが特に必要な場合等に、生活機能向上のための機能訓練等の支援を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において心身機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第28条 通所介護相当サービス事業を行う者（以下「通所介護相当サービス事業者」という、）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等） 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに専ら通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスと指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師）） 1以上
- 2 当該通所介護相当サービスの利用定員（事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該通所介護相当サービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスと指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第29条 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品)

第30条 通所介護相当サービスの事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービス用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスと指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第31条 第29条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内

容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第32条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(衛生管理等)

第33条 通所介護相当サービス事業者は、介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第34条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第35条 通所介護相当サービス事業所の従業者の行う通所介護相当サービスの方針は、第27条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、第15条に掲げるものを準用する。この場合において、第2号、第4号、第5号及び第9号から第11号中「サービス提供責任者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第36条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等をふまえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第37条 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧



等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第38条 第9条及び第11条から第13条までの規定は、通所介護相当サービス事業について準用する。

## 第6章 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第39条 通所型サービスAは、入浴、食事、排泄等の身体介護が不要な場合や部分的な見守りは必要だが集団での対応が可能な場合において、ミニデイサービスや運動等の介護予防教室及びレクリエーション等を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第40条 通所型サービスAを行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者（専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従業者が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は通所介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAと指定通所介護の事業又は通所型サービスA及び通所介護相当サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA及び通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従業者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、運動機能向上加算や栄養改善加算又は口腔機能向上加算を請求する場合は、機能訓練指導員等対応可能な専門職員に従事させなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 事業者が指定通所介護事業者又は通所介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAと指定通所介護又は通所介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 通所型サービスA事業者は、市長が指定する研修修了者等を当該事業の従業者とすることができる。

(管理者)

第41条 通所型サービスA事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品)

第42条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要は設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAと指定通所介護又は通所介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を

満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第43条 通所型サービスA事業者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該事業を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を作成するものとする。

(準用)

第44条 第11条から第13条まで及び第33条の規定は、通所型サービスAについて準用する。

### 第7章 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第45条 通所型サービスCは、運動機能の低下により日常生活動作等に支障がある場合に、生活行為を改善するための動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実践可能な方法等を習得するための運動プログラムを行うことで、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 前項の実施については、市長が別に定めるプログラムにより、概ね3か月の短期間で行わなければならない。また、同一の利用者に対する同一のプログラムの利用については、原則、当該年度において1回のみとする。

3 通所型サービスCは、医療機関等運動機能の評価及び指導が行える施設であって、市が委託する事業者（以下「通所型サービスC事業者」という。）が実施する。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第46条 通所型サービスC事業者は、プログラムに定める専門職員（理学療法士、作業療法士、保健師、看護師等をいう。以下同じ。）に当該サービスを実施させなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所（通所型サービスC事業

者が通所型サービスC事業を行う事業所をいう。以下同じ。)及びプログラムごとに、専ら通所型サービスCの提供に当たる専門職員を1以上配置する。

### 第3節 設備等に関する基準

(設備及び備品)

第47条 通所型サービスC事業所は、通所型サービスCを提供する場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスCを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第48条 通所型サービスC事業者は、専門職員のうち理学療法士又は作業療法士をもって、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスCの目標、当該事業を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC個別計画を作成するものとする。

(準用)

第49条 第11条から第13条まで及び第33条の規定は、通所型サービスCについて準用する。

## 第8章 雑則

(国の基準の準用)

第50条 この要綱に規定する以外の基準については、指定居宅サービス等基準を準用するものとする。

(その他)

第51条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

### 附 則 (平成30年告示第122号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成30年告示第178号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。